広島県情報公開·個人情報保護審査会答申(諮問5(情)第10号)

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が本件審査請求の対象となった 行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定については、 これを取り消し、再度対象文書を特定した上で、改めて開示可否を決定すべ きである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和4年8月22日付けで、広島県情報公開条例(平成13年 広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に 対し、次の行政文書の開示の請求をした(この請求を以下「本件請求」とい い、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。)。

(開示の請求をした行政文書の件名又は内容)

平成18年度以降、表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1/2となっていない基礎調査調書(P.1/4)の3例を行政文書として開示願います。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第8条第2項の規定により、令和4年9月8日付けで決定期間の延長を行い、その後、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、令和4年10月20日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年11月2日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

表土の厚さは自然現象の結果として形成されるものであり、調査したすべての地域でその平均厚さがその最大厚さのちょうど1/2になることはあり得ない。その理由は、令和〇年〇月〇日付け砂防第〇号行政文書不存在通知書に対する審査請求書に詳述済みである。

したがって、広島県の基礎調査調書の表土の厚さ記載値は、すべて捏造された値であると推察する。

このような捏造された記載値を含む行政文書が土砂災害警戒区域等の指定 根拠である場合は、広島県の土砂災害警戒区域等の指定はすべて有効性を失 うことになる。

上記指摘を回避するため広島県は当該根拠文書は不存在であるとして開示 請求を拒否したものと審査請求人は推察する。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね次のとおり主張している。

平成18年度以降のすべての調査地域で表土の平均厚さが表土の最大厚さの ちょうど1/2となっていることは基礎調査調書の表土の厚さ記載値は、す べて捏造されたものであると推察されるが、このような不合理なことを広島 県がすることは考えられない。

万一、このような不合理なことをしていたとすると、それは広島県の行政 上、重大な問題であり、これまでの土砂災害警戒区域等の指定は、有効性を 失うことを意味する。

こうした疑念を払拭するため審査請求する。

下記のグラフ(省略)は基礎調査調書の表土「最大厚さ/平均厚さ」比の推移を示している。平成18年度から、比は「2」一定となっている。自然地形ではこうしたことはありえない。

県は、弁明書で「表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1/2となっていない」という条件に該当する文書は不存在とされているが、下記グラ

フでは平成18年度からはすべて表土「最大厚さ/平均厚さ」は「2」となっており、県の弁明はグラフと矛盾する。

よって、弁明書は虚偽であることを宣言した公文書を発行するか、請求どおり、平成18年度以降、表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1/2となっていない基礎調査調書(P.1/4)の3例の開示をしていただきたい。

また、審査請求から弁明書発行までの時間が極めて長くかかっているが、 なぜ1年もの時間が必要なのか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書において、おおむね 次のとおり主張している。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき県が実施した基礎調査の結果を取りまとめた基礎調査調書(以下「基礎調査調書」という。)のうち、「地質の状況」欄を記載する目的は、調査地区の概況を記録することにあり、その内容は、地表が一般的にどのような状況であるかということを把握できればよく、表土の厚さについては「厚い」や「薄い」という表現で足りるが、このような定性的な表現では、基礎調査調書を閲覧する第三者の主観に大きく左右されることが考えられるため、数値化して表すこととしている。

このため、基礎調査調書の「地表の状況」欄の表土の厚さについては、その性質上、実測の必要がない項目であるため、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を主に目視で確認し、総合的に判断した概ねの値を記載することとしている。

このように、総合的な判断に基づいた記載を行っているが、請求内容にある「表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1/2となっていない」という条件に該当する文書について、当機関(土木建築局砂防課)では作成又は取得していないことから、不存在としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

実施機関は、本件請求に対し、基礎調査調書の「地表の状況」欄の表土の厚さについては、実測の必要がない項目であるため、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を主に目視で確認し、総合的に判断した概ねの値を記載することとしており、請求内容にある「表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1/2となっていない」という条件に該当する文書については作成又は取得していないとして、本件処分を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、平成18年度以降のすべての調査地域で表土の 平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1/2となっていることは基礎調査調 書の表土の厚さ記載値は、すべて捏造されたものであるということとなり、 その疑念を払拭するために審査請求を行った旨主張しており、本件請求文書 は存在する旨主張していると捉えられることから、以下、本件請求文書の存 否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において、本件請求文書の探索方法について確認したところ、次のとおり行っているとのことであった。

- (1) 基礎調査調書は、土砂災害警戒区域等の指定告示毎に、基礎調査調書の電子データを電子媒体に保存し、公示図書とともに保存し、管理している。縦覧する公示図書は紙及び電子媒体により保存しているが、基礎調査調書は紙媒体では保存していない。
- (2) また、保存書類(公示図書及び基礎調査調書)と同じ電子データを土木 建築局で契約している外部クラウドサーバー上の「広島県砂防GIS管理シス テム(以下「管理システム」という。)に搭載している。
- (3) 本件請求の文書を作成又は取得していないことの確認は、砂防課職員が管理システムに搭載された基礎調査調書において探索したが、当審査会からの確認を受け、改めて管理システムにおいて基礎調査調書の確認を行った。

また、当審査会から実施機関に対し、基礎調査調書に記載の表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1/2となっていない場合とはどのような数値の場合であるのかを確認したところ、「例えば、表土の最大厚さ150cm、表土の平均厚さが70cmのとき、これは表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1/2となっていないと言える」とのことであった。

そこで、当審査会事務局職員をして、本件請求に係る文書を探索したところ、「表土の最大厚さ150cm、表土の平均厚さが70cm」と記載のある基礎調査調書を含め、平成18年度以降の基礎調査調書に記載の表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1/2となっていないと思われる基礎調査調書を少なくとも3件保有していることが確認された。これを受け、当該3件の基礎調査調書について、実施機関に確認したところ、表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1/2となっていない基礎調査調書であるとのことであった。そうすると、当該3件の基礎調査調書は本件請求文書に該当し得るものであるから、実施機関の文書の探索は不十分であったと認められ、本件請求文書を作成又は取得していないとして不存在とした実施機関の判断は不当である。

したがって、実施機関は本件処分を取り消し、改めて対象となる行政文書 を特定した上で、開示決定等を行うべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

(1) 本件審査請求及び実施機関から当審査会に対し本件審査請求の諮問日と 同日付けで諮問された別件審査請求4件は、審査請求から弁明書の発出ま でに約4か月ないし約2年3か月が経過している。また、本件審査請求及 び別件審査請求では、一部の文書においては探索が不十分な点も見られた。 当審査会において実施機関に対し弁明書の発出までに時間を要した理由 を確認したところ、他の開示請求の対応や過去の審査請求の事例の確認を 行っていたためであるとのことであったが、行政不服審査制度における「簡 易迅速な手続」という趣旨を踏まえ、実施機関においては、今後、開示決 定等に対する不服申立事案における処理に当たって、迅速かつ十分な対応 が望まれる。

(2) 「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さの欄に具体的な数値を記載する方法については、基礎調査調書を閲覧する者からみれば、一般的には実測した値であると解釈することが通常である。このため、記載方法としては、疑義がないわけではない。実施機関において、基礎調査調書を閲覧した者に誤解を生じさせない方法について検討することを期待する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年1月19日	・諮問を受けた。
令和6年7月25日 (令和6年度第4回第2部会)	・諮問の審議を行った。
令和6年8月22日 (令和6年度第5回第2部会)	・諮問の審議を行った。
令和6年9月26日 (令和6年度第6回第2部会)	・諮問の審議を行った。
令和6年10月31日 (令和6年度第7回第2部会)	・諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員 (五十音順)

【第2部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁護士
西條潤	近畿大学准教授
山 﨑 俊 恵	広島修道大学教授